

# 令和 4 年度事業計画書

社会福祉法人 小樽育成院

## 1. 基本方針

未だ収束を見せない長期にわたる新型コロナウイルスの感染の影響から、法人運営及び各事業の活動に様々な影響が出ております。

このような状況の中においても、社会福祉法人として入居者及び地域で暮らす方々の命と暮らしを守り、地域福祉の担い手として信頼を頂けるように、以下の項目を令和 4 年度の重点項目として取り組みます。

## 2. 重点項目

### ①理念の追求に向けて

法人理念である「人権の確保と擁護」を研修体系の充実や職員ハンドブックの活用などにより、すべての職員が利用者の人権を守る意識を醸成してまいります。

また、職員の人権意識を高め、利用者の権利擁護を進めるために虐待防止の体制を整備いたします。

### ②法人組織及び各事業の充実に向けて

ア) みのりグループと本体施設との労働条件、就業規則等の統一化と同時に法人全職員の給与体系の適切な運用の見直しに着手いたします。

イ) 各事業所の効果的運営及び適切なサービス提供のため、各事業所の情報交換・連携を進め法人の安定運営に結び付けます。

ウ) しあわせネットワーク・おたるの活動を通じた地域貢献活動を引き続き実施するとともに実習生の受け入れなど福祉人材の育成のほか、地域住民や町内会との交流や協同により地域福祉の推進を図ります。

### ③人材の確保と育成について

ア) 採用内定している外国人材（フィリピン人 2 名）の入国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予定より大幅に遅れが出ている状況ですが、今年度中の受け入れに向けて準備を進めて参ります。

イ) 介護職員の採用については、依然として厳しい状況にありますが、給与、福利厚生などの待遇改善を図りながら働きやすい職場環境を目指し、職員の定着率の向上に取り組みます。

ウ) 介護保険制度の改正により、これまで以上に様々な研修の実施が求められています。各事業所の研修のほか、法人全体を俯瞰した研修の実施が必要なことから、法人研修委員会を設置し、計画的な研修の立案と実施に努めます。

### ④経営の安定に向けて

ア) 感染症への対応のほか、災害の際にもサービス提供が安定的、継続的に提供されるように事業継続計画の策定や見直しを行い、研修や訓練の実施により、対応力の強化を図ります。

イ) 一昨年度から検討委員会を設置し取り組んでおります養護老人ホームの運営体制の見直しは、ワーキングチームの討議を受けて具現化してまいります。また、デイサービスセンターみのりの収支状況の改善に向けての課題検討を進め、対策を講じます。

ウ) 法人内各事業所の設備等の老朽化が進んでいることから、資金状況を鑑みながら計画的な修繕計画を作成し実施してまいります。

# 養護老人ホーム小樽育成院

## 1. 基本方針

養護老人ホームは、地域の生活困窮高齢者等に対する「セーフティネット」の役割を果たすとともに、入居者様の要介護化に対応する介護施設（一般型特定施設）としての役割も担っています。

市内の老年人口が頭打ちとなり、介護保険制度等を利用する福祉サービスの提供が中心となっている状況から、入居者数は減少傾向にあります。地域に出向き施設の役割や現状について情報発信するとともに、入居者の皆様の多様化するニーズに寄り添った支援を行い、これらを支える職員の育成に努めながら、安定した施設の運営に努めます。

## 2. 重点項目

### ①運営理念に基づくサービスの提供

法人の運営理念を基本に据え、入居者の皆様の自立（自律）した生活を支援し、生き方を尊重したサービスを提供します。このため、カンファレンスや各委員会等での検討を通じ入居者様にとって最適な生活の場を提供するよう努めるとともに、新たに運用が開始された LIFE（科学的介護情報システム）の導入を検討し、当院を「終の住処」とする入居者様のため看取り介護の充実に取り組みます。

また、入居者様の身体状況の変化に応じ、法人内の各事業所と連携して円滑なサービスの移行を図ります。

### ②経営の安定

福祉サービス事業所や関係団体、関係機関に対し施設の役割や現状について情報発信し、措置入所の推進に努めるとともに、入居者様の状況に応じ、特定施設入居者生活介護サービスの適用を進め、措置入所以外の形態でのサービス提供について検討を行うなど、安定的な経営に努めます。

また、地域や施設の状況の変化に対応するため、運営体制の見直しを進めます。

### ③人材の確保と育成

法人事務局と連携し必要な人材の確保に努めるとともに、職員の資質及び能力の向上を図るため、入居者の皆様に対する接遇や精神疾患に関する知識、認知症ケアなどについて、職場外及び職場内での研修の充実を努めます。

### ④事業継続に必要な体制の確立と防災体制の強化

感染症や自然災害のリスク拡大を受け、非常時にあっても事業を継続できる体制の確立が求められていることから、感染症に関する事業継続計画については必要な改定を進め、自然災害に関する事業継続計画については本年度中に策定するとともに、地域の協力を得て防災訓練を実施するなど、災害に強い体制づくりを進めます。

## 特別養護老人ホームやすらぎ荘

### 1. 基本方針

入居者の皆様に最後まで安心して暮らし続けていただくよう、新型コロナウイルスの感染防止対策に十分注意しながら、ユニットケアの特性を生かした良質なサービスを提供し、お客様（利用者・家族・地域住民）に信頼されるとともに、職員が働きやすく、働きがいの得られる職場づくりを進めることにより、生産性・効率性を高めた安定的な経営基盤の整備を目指します。

### 2. 重点項目

#### ①接遇の向上

法人の『運営理念』や『基本姿勢』、施設の『介護の基本原則（7Y宣言）』を踏まえ、利用者・家族の視点に立った接遇の向上を目指します。

#### ②良質なチームケアの提供

良質なチームケアの提供により、利用者と職員の笑顔が増える暮らし・楽しみづくりを進めます。

お客様に喜んでもらえるサービス提供を目指して、職場の仲間づくりやチームワークの向上に努め、働きやすく、働きがい得られる職場環境づくりを進めます。

#### ③多様な人材確保（雇用）と人材育成

業務の見える化や標準化を進めるとともに、外国人介護職員やサポート職員などの確保（雇用）を進め、安定的な職員体制を確保します。また、主体性をもって行動できる職員を育成するため、研修制度の充実を図ります。

- ・業務の見える化、標準化の推進
- ・外国人介護職員、サポート職員の受入れ推進
- ・外部研修テキスト（プログラム）を活用した研修の提供

#### ④収益の確保

介護職や機能訓練職の欠員解消を図りながら、稼働率の向上に努めます。また、感染症の発生及びまん延防止の観点から、ショートステイの分離を含めた、効率的なユニット体制のあり方について検討を進めます。

#### ⑤防災体制の充実・強化

感染症の発生及びまん延防止に関する取組みとともに、地震などの自然災害に備えるため、事業継続計画の策定に取り組みます。

また、新型コロナ感染症の流行状況を踏まえながら、町内会の協力を得た訓練の実施について検討します。

# 小樽市北西部地域包括支援センター

## 1. 基本方針

高齢者、子ども、障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことのできる「地域共生社会」、「断らない相談窓口」の実現が求められている昨今、地域包括支援センターにおいても、地域の現状に合わせたシステムづくりを目指していきます。

センターの機能の充実及び地域住民をはじめ、各機関団体等との日常的な連携や協働を推進し、地域全体で支え合うことができる地域づくりに努めます。

しかし、コロナ感染拡大の中で中止や変更せざるを得ないことも多く、イベント開催方法や情報発信の方法を変えながら対応していきます。

## 2. 重点項目

### ① 総合相談支援業務

ワンストップサービスの拠点として、適切な制度やサービスにつなぐための利用調整を行います。また、関係機関や民生委員、町内会など、これまで培ってきたネットワークを生かせるよう、また、さらに広げていき協働できる体制を構築していきます。

数年にわたるコロナ禍の影響が相談内容にも出てくると思われるため、幅広い相談に対応できるようにしていきます。

### ② 権利擁護業務

権利侵害の予防・早期発見に向けた取り組みのための普及活動を行うとともに、高齢者虐待の防止及び対応については、早期発見・早期対応を基本とし、複数の職種で状況把握を行い、行政や関係機関との連携を図り対応を行います。

小樽市オリジナルの「高齢者虐待対応マニュアル」が完成したため職員全員で知識を共有しスキルアップを図ります。

### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

サービスが切れ目なく提供することができるように関係機関との連携強化に努めます。また、必要時に個別ケア会議を開催し、解決への検討を行いながら、支援や社会資源の発掘・活用など個別課題の解決や地域支援者とのネットワークの構築を図ります。地域ケア会議も定期的を開催し地域課題を抽出できるようにしていきます。

### ④ 介護予防ケアマネジメント業務及び地域包括センター機能強化業務

要支援認定者、事業対象者が総合事業を利用するため、適切に介護予防ケアマネジメントを実施します。また、地域資源の活用もした自立支援のマネジメントを実施します。

介護予防教室については、ほぼ休止しているため、状況に合わせた開催方法を検討し継続していけるよう支援していきます。

また、認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員の活動、医療介護の専門機関の連携や生活体制整備事業への取り組みを継続し、住み慣れた地域で生活を継続できる「地域包括ケアシステム」の構築推進を図ります。

# オタモイケアプランセンター長橋

## 1. 基本方針

介護保険に関する法令の趣旨に従い、利用者とその家族が安心して、住み慣れた自宅や地域の中で、その人らしい暮らしが続けていけるよう支援していきます。

また、法人内連携を意識した組織・職員間の情報の共有化を図るとともに利用者の自立支援・重度化防止に努めます。

## 2. 重点項目

### ① 法令順守と安定した利用者数の確保

職員の育成と安定を図ることで、新規ケースの積極的な受け入れや総合事業の委託を行い、経営の安定に努めます。

また、運営基準に定められた適切な運営に努めることはもちろん、特定事業所加算事業所として、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行いケアマネジメントの質の向上と公正中立の確保に努めます。

### ② サービス満足度の向上

毎週 1 回の事業所内ミーティングを継続し、利用者についての情報やサービス提供に関する留意事項、地域の社会資源の状況把握などについて、話し合いを行い 事業所全体で依頼ケースへの対応に努めます。

また、業務上の課題と改善点があれば改善を図っていきます。

### ③ 本人・家族及び関係機関との連携の強化

「在宅医療・介護連携 ICT 活用事業～おたるワンチーム」への参加や主治医と情報共有・看取りへの対応、また入退院時の情報交換を行う事で、医療機関や各関係機関との連携を深め、切れ目ないサービスが提供できるように努めます。

介護支援専門員やサービス担当者会議で解決できない課題がある場合は、地域ケア会議で課題を検討し、利用者が可能な限りその生活を継続できるように努めます。

### ④ 介護支援専門員の資質・専門性の向上・後進の育成

毎月 1 回の事例検討会の実施、他法人が運営する事業所との事例検討会の実施、また地域包括支援センターが開催する研修会、権利擁護や認知症などに関する外部研修への参加することで、専門知識の習得に努め資質の向上を図ります。

介護支援専門員養成研修生の積極的な受け入れにより、地域全体のケアマネジメントの質の向上に寄与し、今後はケアプラン電子化事業への参加も検討していきます。

## みのりグループ

### 1. 基本方針

地域の高齢者が要介護状態や認知症であっても、持っている能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで生活機能の維持を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者・入居者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、家族等の身体的・精神的負担の軽減を目指します。

### 2. 重点項目

#### ①現状の評価と今後の方針の検討

令和6年度には医療と介護のダブル改定が予定されているため、科学的介護情報システム（LIFE）の導入を見据えながら、計画的に収益改善が図れるよう業務改善に取り組みます。令和3年4月の事業譲渡から、令和3年度は事業の観察・状況判断の段階、令和4年度は今後の方向付け・具体的な改善計画の検討段階、令和5年度は計画の実行・評価の段階として、令和6年度につなげていけるようにします。

#### ②ホスピタリティ（おもてなし）の追求

自分や相手の心の動きや機微を感じ取る習慣をつけ信頼関係を構築することで、一方通行のものではなく、行う人受ける人双方が感謝の気持ちと喜びを共有するという「相互満足」を実現できるよう、不確実性の高い環境における関係性のマネジメント（人や物を管理し活かしていく）能力の向上のため、事業所内で日常的にコミュニケーション（議論）できる環境づくりに取り組みます。

#### ③チームケア（連帯）の実現

ホスピタリティの追求のため、チームを構成する職員同士が目的・目標を共有し、確実な「かくれんぼ（確認・連絡・報告）」により情報共有をしながら、自身や他の職員の役割と限界を認識・理解し、それぞれの仕事や立場を尊重して、役割を互いに押し付けあうのではなく、専門職として責任をもって自分たちには「なにができるのか」考え、協力して利用者・入居者の支援を行える環境づくりに取り組みます。

#### ④サービスの質の確保と向上

チームケアの実現のため、①職場環境の整備、②業務の明確化と役割分担、③手順書の作成、④記録・報告様式の工夫、⑤情報共有の工夫、⑥OJTの仕組みづくり、⑦理念・行動指針の徹底の7点について、業務改善を通じて介護サービスの質を維持・向上させつつ、日々忙しい介護現場の職場環境をより働きやすく変えていけるように取り組みます。

#### ⑤研修と振り返りの場の確保

サービスの質の確保と向上のため、「心身機能の加齢性変化と日常生活への影響」「認知症介護に関する知識及び技術」「虐待の防止」「身体的拘束等の適正化」「感染症の予防及びまん延防止」「災害に係る業務継続」など定期的な研修の実施、ハラスメント対策や健康障害の防止なども考慮し日常的な業務について振り返る場として定期的な面談（6か月に1回）の実施に取り組みます。